1　処分をした年月日　平成29年４月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本スピンドル製造株式会社　有藤　　博　兵庫県尼崎市潮江４－２－30　国土交通大臣許可（般－27）第3329号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年４月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　テクノワークス株式会社　平家　　博　大阪府大阪市中央区久太郎町２－５－28　国土交通大臣許可（特－24）第22512号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年４月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　冨士レジン工業株式会社　松本　興二　兵庫県尼崎市潮江３－１－17　国土交通大臣許可（般－27）第330号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ニッカ技研株式会社　桑田　浩之　大阪府大阪市福島区吉野４－26－17　国土交通大臣許可（般特－27）第10370号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、に関する一般建設業の許可並びに塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年４月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大甲　細川　秀紀　兵庫県神戸市中央区江戸町101　国土交通大臣許可（特－26）第25510号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年４月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ますこ工務店　増子　勝彦　奈良県桜井市大字黒崎878－３　国土交通大臣許可（般特－24）第24092号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年４月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ハマダ　帽田　泰輔　兵庫県姫路市網干区新在家1261－12　国土交通大臣許可（般特－24）第3106号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年４月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社洸陽電機　乾　　正博　兵庫県神戸市東灘区住吉宮町３－７－14　国土交通大臣許可（般特－24）第21746号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年７月 24 日

近畿地方整備局長　池田　豊人